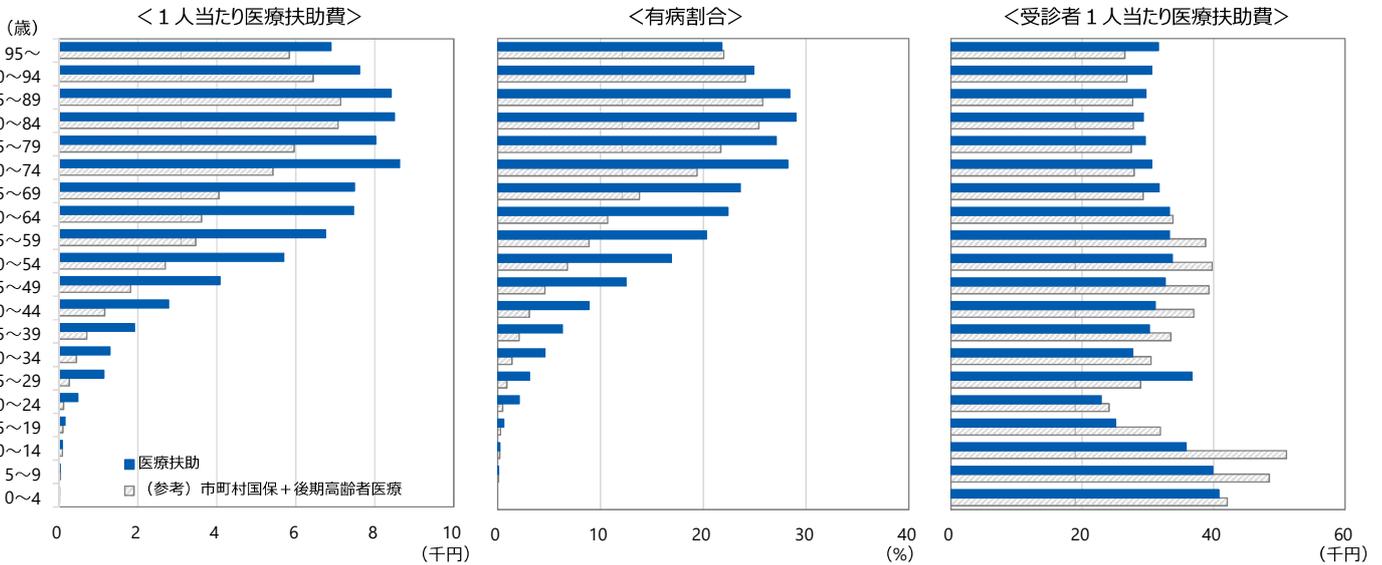


# 糖尿病の有病状況等

## (1) 年齢階級別に見た糖尿病の有病状況等（令和2年6月審査分）

- 糖尿病に係る1人当たり医療費と有病割合は、年齢とともに増加傾向であり、80歳代以降は減少する。市町村国保・後期高齢者医療と比較すると、一部の年齢階級を除いて医療扶助の方が高い水準である。

年齢階級別、糖尿病に係る1人当たり医療扶助費・有病割合・受診者1人当たり医療扶助費

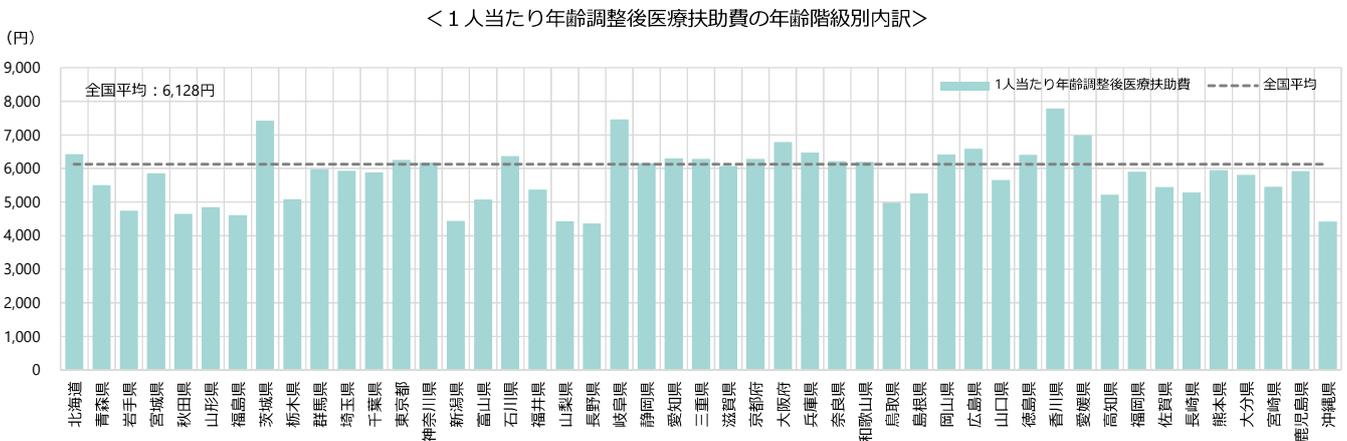


- ※1 糖尿病の抽出条件は、医科入院外レセプトの主傷病や副傷病等全ての傷病を対象として糖尿病対象傷病名がある場合、または、調剤レセプトで糖尿病対象医薬品が処方されている場合にレセプト抽出を行い、それぞれ抽出した入院外レセプトと調剤レセプトを単純集約した。
- ※2 1人当たり医療扶助費は、糖尿病に係る医療扶助費を被保護者数(加入者数)で除したものの。
- ※3 有病割合は、糖尿病の受診者を被保護者数(加入者数)で除したものの。
- ※4 受診者1人当たり医療扶助費は、糖尿病の医療扶助費を当該レセプトの受診者数で除したものの。

## (2) 都道府県別に見た糖尿病の有病状況等（令和2年6月審査分）

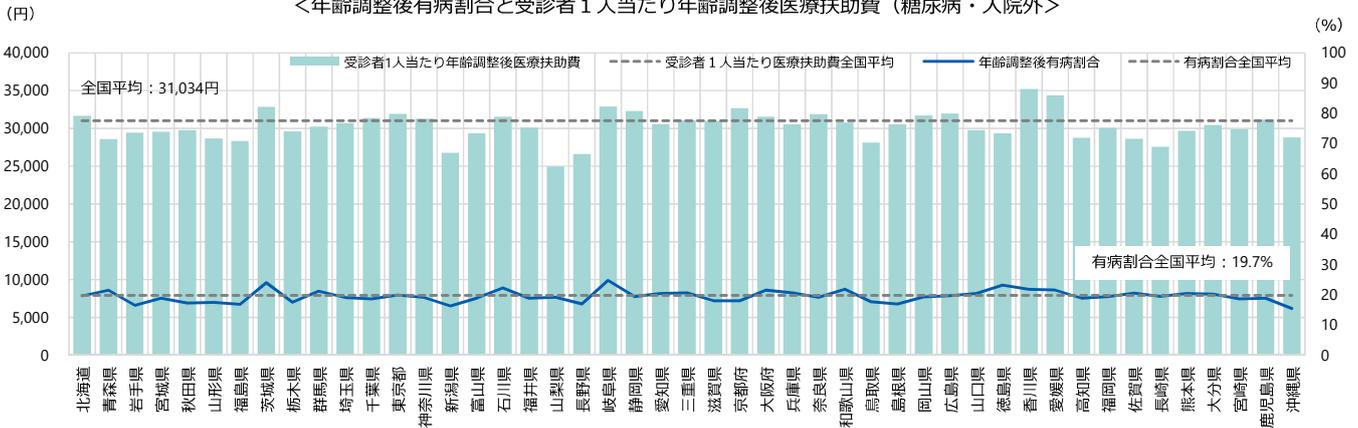
- 糖尿病に係る1人当たり年齢調整後医療扶助費を都道府県別にみると、地域によってばらつきがある。
- 1人当たり年齢調整後医療扶助費については、年齢調整後有病割合の寄与度の影響が大きい場合と、受診者1人当たり年齢調整後医療扶助費の寄与度の影響が大きい場合と、その両者が影響している場合がある。

都道府県別、糖尿病に係る1人当たり年齢調整後医療扶助費・有病割合等

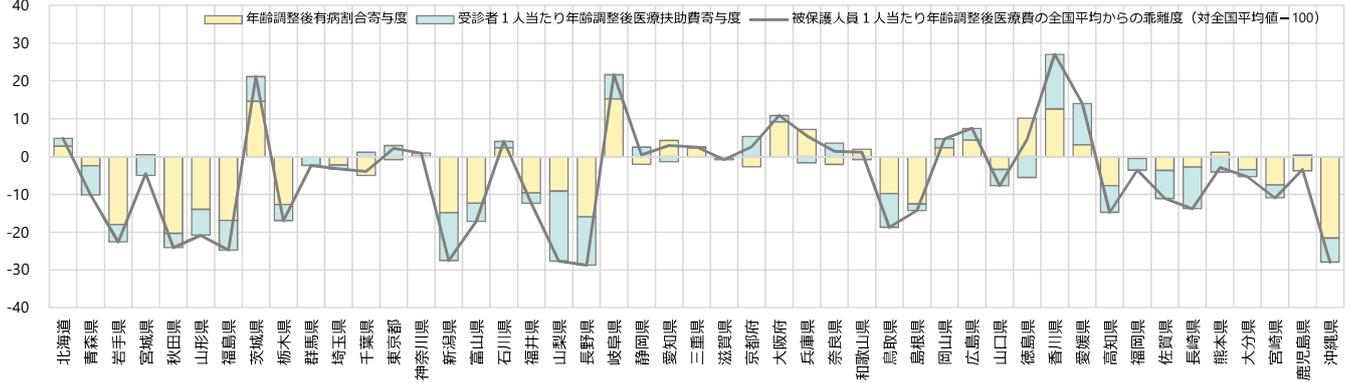


- ※1 糖尿病の抽出条件は、医科入院外レセプトの主傷病や副傷病等全ての傷病を対象として糖尿病対象傷病名がある場合、または、調剤レセプトで糖尿病対象医薬品が処方されている場合にレセプト抽出を行い、それぞれ抽出した入院外レセプトと調剤レセプトを単純集約した。
- ※2 1人当たり年齢調整後医療扶助費は、糖尿病に係る医療扶助費を被保護者数で除し、全国の被保護者数の年齢構成比率に合わせる形で調整したものの。

＜年齢調整後有病割合と受診者1人当たり年齢調整後医療扶助費（糖尿病・入院外＞



＜年齢調整後有病割合／受診者1人当たり年齢調整後医療扶助費の寄与度（糖尿病・入院外）＞



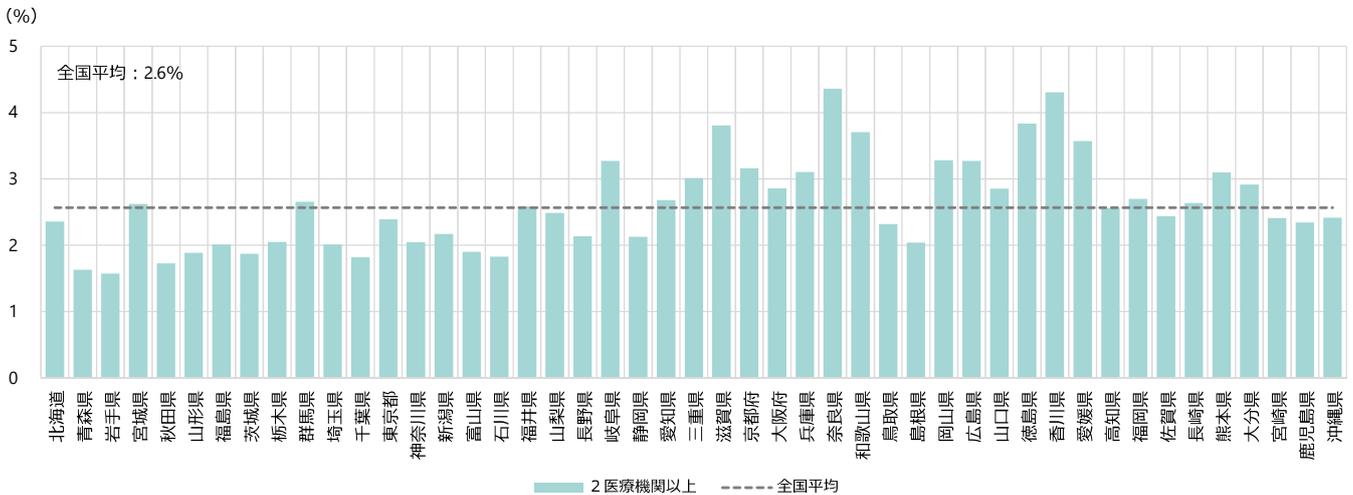
- ※1 糖尿病の抽出条件は、医科入院外レセプトの主傷病や副傷病等全ての傷病を対象として糖尿病対象傷病名がある場合、または、調剤レセプトで糖尿病対象医薬品が処方されている場合にレセプト抽出を行い、それぞれ抽出した入院外レセプトと調剤レセプトを単純集約した。
- ※2 1人当たり年齢調整後医療扶助費は、糖尿病に係る医療扶助費を被保護者数で除し、全国の被保護者数の年齢構成比率に合わせる形で調整したもの。
- ※3 年齢調整後有病割合は、糖尿病の受診者を被保護者数で除し、全国の被保護者数の年齢構成比率に合わせる形で調整したもの。
- ※4 受診者1人当たり年齢調整後医療扶助費は、糖尿病の医療扶助費を当該レセプトの受診者数で除し、全国の当該レセプトの受診者の年齢構成比率に合わせる形で調整したもの。

# 医薬品の使用状況

## （1）重複処方の状況（令和2年6月診療分）

○ 同一月内に同一成分の薬剤を複数医療機関から投与されている患者は、全国で薬剤を投与されている患者の2.6%である。

都道府県別、同一月内に同一成分の薬剤を複数医療機関から投与されている患者の割合



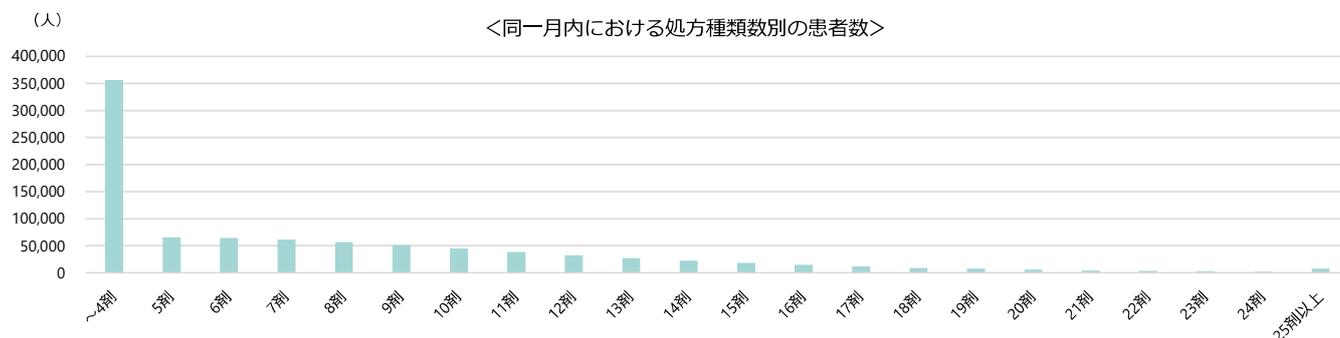
- ※1 種類数の判別には薬価基準収載医薬品コード上7桁を用いた。
- ※2 令和2年6月診療分の医療扶助に該当するレセプトから、受診者数、重複処方(同一診療年月に同一成分の医薬品が2つ以上の医療機関から処方されている状態)の発生した医療機関数別の受診者数を求め、都道府県別に算出した。
- ※3 処方日数を考慮していないため、例えば、1週間ごとに同種類の薬剤を2つの医療機関から処方されている場合についても「重複処方」として判別されている。

## (2) 複数種類の医薬品の処方状況（令和2年6月診療分）

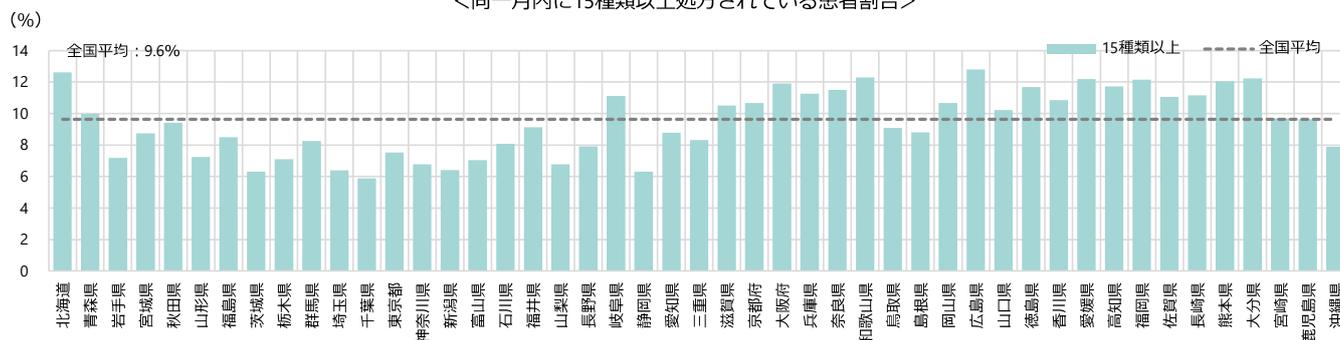
○ 65歳以上の高齢者のうち、同一月内に15種類以上を処方されている患者は、薬剤を投与されている高齢者の9.6%である。

複数種類の医薬品の処方状況（65歳以上）

<同一月内における処方種類数別の患者数>



<同一月内に15種類以上処方されている患者割合>



※1 種類数の判別には薬価基準収載医薬品コード上7桁を用いた。  
 ※2 令和2年6月診療分の医療扶助に該当するレセプトから、受診者数、処方された薬剤の種類数別の受診者数を求めた。  
 ※3 患者の状態を助産していないため、処方された種類数の適否を一概に判断することはできない。

生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業の取組事例

自治体名		事業概要	効率化効果（削減時間/人）
つくば市	RPAによる業務効率化事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護の介護保険料の認定額変更業務について、RPAにより自動化し、業務効率化を図る。</li> <li>具体的には、介護保険担当課より提供を受けた年間介護保険料のExcelデータ表について、担当ケースワーカーが該当する月ごとに生活保護システムへ入力し保護決定調書を印刷していたが、RPAにより入力から調書の印刷までを自動化することにより、業務負担軽減を図る。</li> </ul>	（作業時間の短縮） 3.08時間/年
江戸川区	タブレットを利用した記録入力業務における効率化	<ul style="list-style-type: none"> <li>訪問の際、タブレット端末を持参し、CWはヒアリングした内容を専用のフォームに入力してデータを送信し、帰庁後、送信データをダウンロードし、RPAを用いて経過記録や要約記録に入力する形式に成型し、成型後の文章を生活保護システムにコピーして記録を作成することで帰庁後の事務処理業務の効率化を図る。</li> </ul>	（作業時間の短縮） <b>【定期訪問】</b> 訪問時の手書きメモ、帰庁後の記録作成：32分/月 <b>【新規居宅確認】</b> 訪問時の手書きメモ、帰庁後の記録作成：1分/月
狛江市	生活保護業務AIヘルプデスクサービスの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>検索ボックスに質問事項をキーワードや文章で打ち込むと、生活保護業務に必要とされる膨大な資料から、AIが対応方針を検討するための根拠を探し出し、最適な回答案を提示する仕組みのサービスを導入し、ケースワーカーや査察等が法令通知を確認し、疑義を解消するまでの業務時間の効率化を図る。</li> </ul>	（作業時間の短縮） 法令参照等の作業時間の縮減：85.7時間/年
	申請書等のシステム入力にかかるRPAの導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護システムに収入状況や一時扶助を入力する作業に、RPAを活用することで事務処理業務の効率化を図る。</li> </ul>	（作業時間の短縮） 63・78条返還：11.4時間 レセプト点検業務のRPA化：36時間 指定医療機関情報の更新業務：55時間
泉南市	「PiMS」のシステム構築	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活保護のうち、保護決定や実施に係る法第29条調査部分について、財産調査ユニット「PiMS」システムによりデジタル化し、銀行や保険会社への照会文書を作成から郵送、回収までの作業において、電子照会を実施することで、照会業務の業務効率化を図る。</li> </ul>	（作業時間の短縮） 29条調査照会作成から封入、計量、発送まで：20時間/月

生活保護業務デジタル化による効率化手法開発・検証事業の取組事例

自治体名		事業概要	効率化効果（削減時間/人）
熊野町	オンラインによる預金調査業務	・預貯金調査を紙媒体からオンラインによる調査を可能とし、預貯金調査業務の効率化を図る。	（作業時間の短縮） 預金調査業務：52分/月
宇和島市	診療依頼書のシステム改修業務	・診療依頼書の手書き業務を全て自動入力するとともに、受付番号の自動発行や発行簿を自動作成することで業務の効率化を図る。	（作業時間の短縮） 19.4時間/月
堺市	訪問調査業務におけるkintoneアプリの活用	・訪問調査業務にモバイル端末機を使用し、ケース記録作成を効率化するためのアプリケーション「kintone」を用いて、訪問時に確認すべき項目を定型化し、事前に世帯の概要をデータ入力（選択式等）したものを訪問調査時に確認、修正を行い、職場に戻ってから入力データを出力することが出来るようにし、特に多くの事務作業を投じていた事前のメモや報告書の再構成が不要となり、大幅な業務の効率化となる。また、ケースワーカー毎に異なる記載項目の平準化につながり不備のない記録作成につながる。	（作業時間の短縮） 3.2時間/月
宮崎市	各種届出書類のデジタル化事業	・被保護者が各種届出をデジタル媒体で行い、また福祉事務所が当該届出をデジタル媒体として管理・運用できる仕組みを構築する。具体的には、タブレット等で届出が行えるアプリケーションを開発し、訪問業務用タブレット端末上で運用することで、訪問または来所時に被保護者がデジタル媒体にて届出を行える仕組みを構築する。 ・デジタル化する帳票は、全世帯が提出の対象となる帳票「同意書」及び「生活保護法第61条に基づく収入の申告について」の2種類と、徴収金への対応を迅速化することを目的とし「生活保護法第78条の2の規定による保護金品を徴収金の納入に充てる旨の申出書」（法第78条第1項、及び法第77条の2関連）の2種類の計4種類とする。（その他帳票については準備中）	（書類管理の効率化） ・対象帳票は訪問時や来所時に記載を求める場合が多く、円滑な届出や提出漏れを防ぎ、書類管理等の効率化に繋がる。 （作業時間の短縮） ・デジタル媒体での届出のため、保護システムとの連動により住所等の自動入力や、文字の拡大により内容の確認にも効果的であり作業時間の短縮となる。

## 審査請求・再審査請求の根拠規定について

○保護の決定及び実施に関する事務並びに就労自立給付金又は進学準備給付金の支給に関する事務に関する処分の場合 → 生活保護法第64条、第66条、地方自治法第255条の2の適用あり

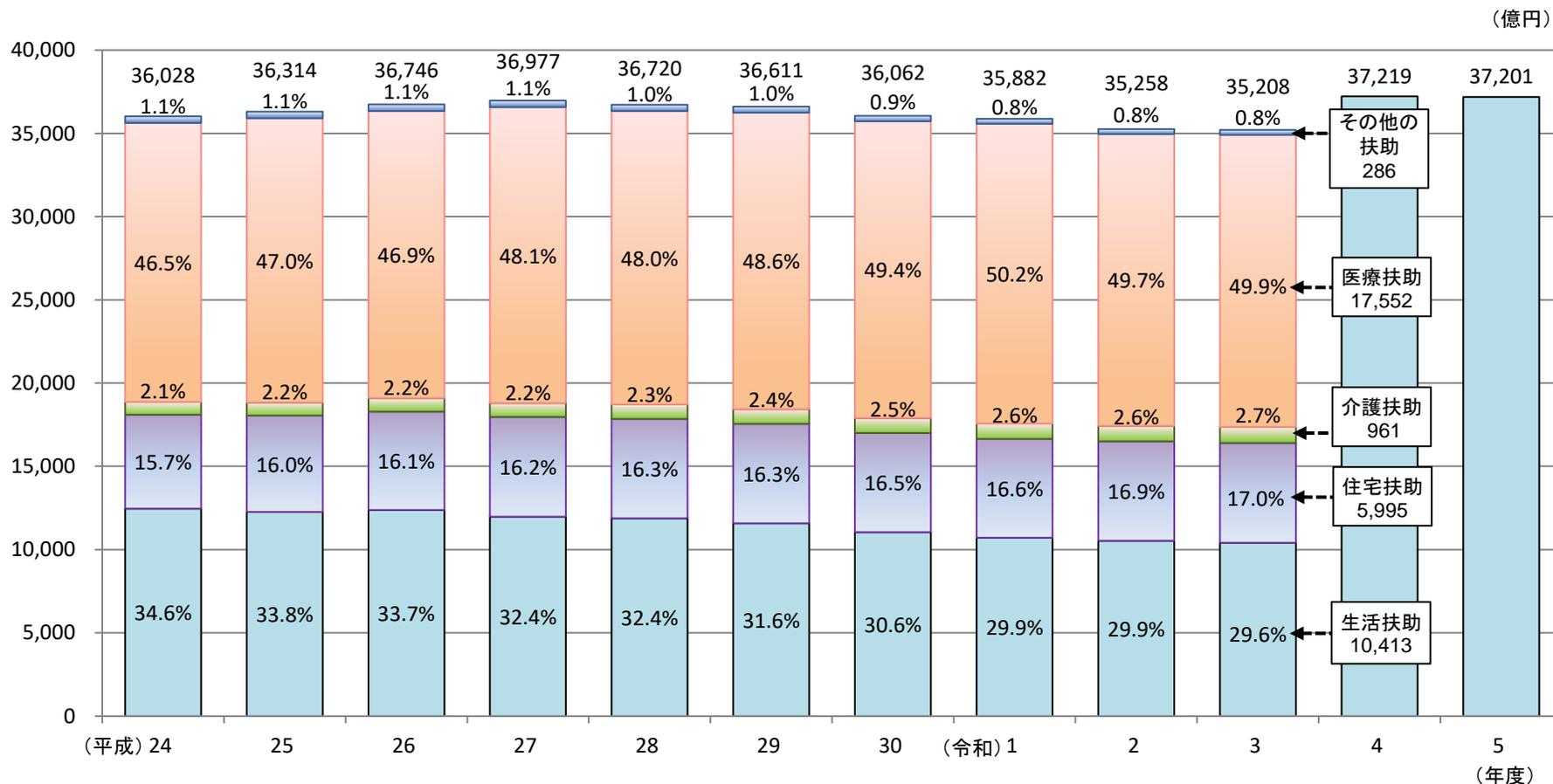
処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長 (町村長は、福祉事 務所設置町村長に限 る。)	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項
市町村設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・生活保護法第64条	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・生活保護法第66条第1項

○法定受託事務であって、上記事務に関する処分を除く処分の場合（78条処分など）  
→ 地方自治法第255条の2の適用あり

処 分 庁	審 査 庁	再 審 査 庁
都道府県知事	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第1号	なし
都道府県設置 福祉事務所長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	厚生労働大臣 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第1号 及び同条第2項
市町村長	都道府県知事 ・行政不服審査法第4条第1項本文 ・地方自治法第255条の2第1項第2号	なし
市町村設置 福祉事務所長	市町村長 ・行政不服審査法第4条第1項第4号	都道府県知事 ・行政不服審査法第6条第1項及び第2項 ・地方自治法第255条の2第1項第2号 及び同条第2項

# 生活保護費負担金(事業費ベース)実績額の推移

- 生活保護費負担金(事業費ベース)は約3.7兆円(令和5年度当初予算(案))。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

※1 施設事務費を除く

※2 令和3年度までは実績額(3年度は暫定値)、令和4年度は補正後予算、令和5年度は当初予算(案)

※3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4